

第1章

基本となる考え方

1 計画策定の趣旨

少子高齢化が進む中で、全ての人々が生きがいを持って安心して暮らすためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要です。

本県では、平成13年に「新潟・新しい波男女平等推進プラン」を策定し、平成14年に「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定しました。そして、この条例の基本理念に基づき、平成18年に「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」、平成25年には第2次計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた幅広い分野にわたる施策を、総合的、計画的に推進してきました。

これまでの取組により、審議会等の委員や企業における管理・監督的業務従事者に占める女性の割合が上昇する、男女共に働きやすい職場づくりに取り組む企業が増加するなどの成果があった一方、性別による固定的な役割分担意識は根強く残っており、多様な分野における意思決定過程への女性の参画はまだ男性と比べて低い状況にあり、依然として、家事や育児等の家庭における責任も主に女性が担っています。

また、人口減少や少子高齢化の進行、単身世帯やひとり親世帯の増加、非正規労働者の増加など、男女共同参画を取り巻く状況が大きく変化してきています。

この計画は、こうした社会経済情勢等の変化やこれまでの取組の成果や課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより効果的に推進するため策定するものです。

また、平成27年9月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく都道府県推進計画（以下「女性活躍推進計画」という。）と一体のものとして策定することにより、この計画全体の実効性を高めることとします。

2 計画の性格

本計画は、次の性格を併せ持つものです。

- (1) 男女共同参画社会基本法に基づく「新潟県男女共同参画計画」です。
- (2) 女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画として位置づけられる計画です。
- (3) 男女平等社会の実現に向け、施策の基本方向と内容を明らかにし、それらを総合的、体系的に推進するための計画であり、市町村、事業者、県民それぞれが自らの問題として考え行動するための指針となる計画です。
- (4) 県の関連する計画と整合性を持った計画です。

3 基本理念

「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」の基本理念に基づき、本計画の基本理念を以下のとおりとします。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 男女の社会活動を自由に選択できる社会制度や慣行の確立
- (3) 政策・方針の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活とその他の活動の両立
- (5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (6) 国際社会の動きとの協調

4 計画の目標

「男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて」

本計画では、意識啓発はもとより地域、職場などでの日ごろの具体的、実践的な取組を通じて、男女平等社会の形成の意義について理解しその推進に取り組むという趣旨で、計画の目標を「男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて」とします。

5 計画期間

平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間とします。

6 計画策定の背景

(1) 国連の動き

国連では、昭和50年（1975年）を国際婦人年とし、メキシコで開催された「国際婦人年世界会議」において「平等・開発・平和」を目標に、各国がとるべき政策への指針となる「世界行動計画」を採択しました。

昭和54年（1979年）の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の採択、昭和60年（1985年）の「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」等を経て、平成7年（1995年）に第4回世界女性会議（北京会議）が開催され、「北京宣言」及び平成12年（2000年）までの行動指針である「行動綱領」が採択されました。

さらに、平成12年にニューヨークの国連本部で「女性2000年会議」が開催され、「行動綱領」の実施状況を検討及び評価するとともに、最終日に「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

平成17年（2005年）には、1995年に北京で開催された第4回世界女性会議から10年目を記念し、定例の国連婦人の地位委員会が閣僚級会合に格上げされ、第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」と「行動綱領」の全面履行の必要性を再確認した宣言が全会一致で採択されました。

平成22年(2010年)には、ニューヨーク国連本部で「第54回国連婦人の地位委員会(CSW)／『北京+15』記念会合」が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」等を再確認し、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言等が採択されました。

さらにその5年後の平成27年(2015年)には、ニューヨーク国連本部で「第59回国連婦人の地位委員会(CSW)／『北京+20』」が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」等を再確認し、「北京宣言」及び「行動綱領」の完全で効果的な実施を加速し達成するため、すべての機会とプロセスを利用するなどの宣言等が採択されました。

平成28年(2016年)には、ジュネーブ国連欧州本部での女子差別撤廃委員会において、我が国が国連に提出した女子差別撤廃条約実施状況第7回及び8回報告の審議が行われ、委員会が評価する点や日本政府の政策等に対する見解がまとめられました。

(2) 国の動き

国においては、昭和52年に「国内行動計画」を策定し、向こう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにし、総合的、体系的な施策を推進してきました。

その結果、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)の制定など法律や制度が整備され、女性に関する施策の取組は大きく進み、昭和60年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准しました。

平成6年には、男女共同参画社会の形成に向けて総合的、効果的に推進するために、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部が設置されました。

また、平成8年には、男女共同参画審議会による「男女共同参画ビジョン」の答申を受けた「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

平成11年には、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、それに基づいた「男女共同参画基本計画」が平成12年12月12日に策定されました。

平成13年1月の中央省庁等の再編成によって、総理府の「男女共同参画室」が内閣府の「男女共同参画局」となり、内閣府に置かれる重要政策に関する会議の一つとして「男女共同参画会議」が設置され、推進体制が強化されました。

平成17年12月には、「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定され、平成22年12月には「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

そして、平成25年の「日本再興戦略」における成長戦略の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられ、また、平成27年8月に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務づける女性活躍推進法が制定されるなどの動きの中で、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

○女性活躍推進法と男女共同参画社会基本法との関係について

女性活躍推進法は、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、男女の人権の尊重と急速な少子高齢化の進展を初めとした社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現を目的に制定されました。

この法律は、基本法である男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり実施法と位置づけられており、同法が社会のあらゆる分野を対象としているのに対し、女性活躍推進法では、「女性の職業生活」に法の射程を限定しています。

(3) 本県の動き

本県の女性行政の取組は、昭和52年に婦人問題担当窓口が設置されて以来、国の「国内行動計画」を基本に実施され、昭和60年に10年間の婦人施策の総合的指針として「新潟県婦人対策の方向」を策定しました。

平成4年には、民間有識者等で構成される女性問題協議会から提出された「新潟県婦人対策の方向の改定についての意見報告」を踏まえ、国内外の女性問題への取組促進に対応するために、「新潟県婦人対策の方向」を全面改定し、「にいがたオアシス女性プラン」を策定しました。

平成8年には、上記プランの計画期間終了により、国の内外における女性問題解決への動きや、少子化、高齢化、国際化等の時代の流れに対応するため「ニューにいがた女性プラン」を策定しました。

平成13年には、男女共同参画社会基本法に基づく都道府県男女共同参画計画として「新潟・新しい波男女平等推進プラン」を策定しました。

平成14年には、「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定し、条例に基づき「男女平等推進相談室」を新潟ユニゾンプラザ内に開設しました。

さらに、平成18年には、条例の基本理念に基づき、「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を策定しました。

また、平成25年には、「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」の計画期間が平成24年度をもって終了したことから、「第2次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を策定しました。

(4) 本県の社会経済情勢

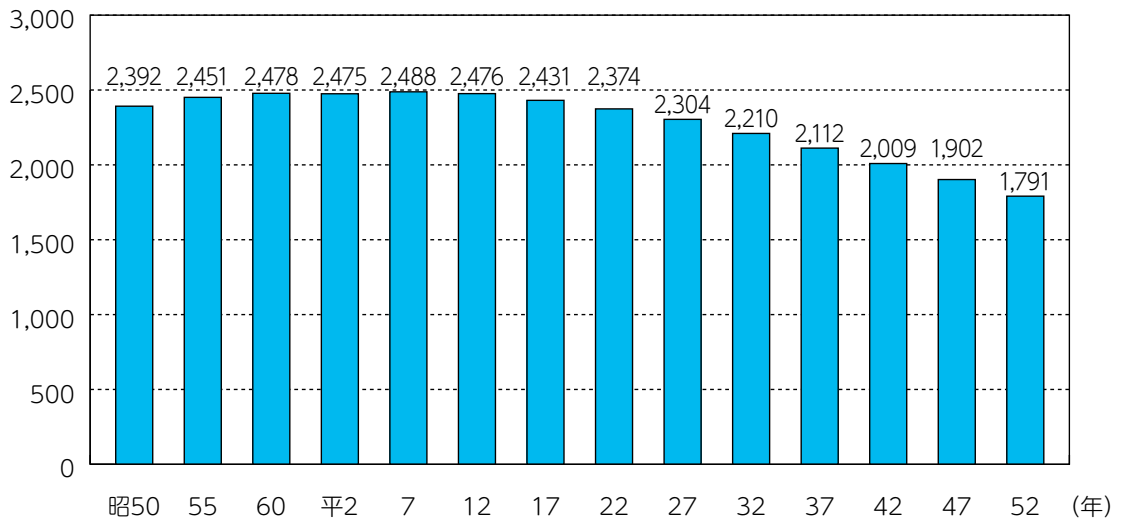
ア 人口減少と少子高齢化の進行

本県の人口は、死亡数が出生数を上回る状況や、県外への転出に歯止めがかからない状況などが続くことから、平成9年の249万2千人をピークに、今後、長期にわたり減少すると予測されています。

国立社会保障・人口問題研究所の平成25年の将来推計人口では、本県は平成47年に200万人を割り込み、平成52年の人口は平成22年の8割以下まで減少すると予測されています。

◇人口の推移と将来推計

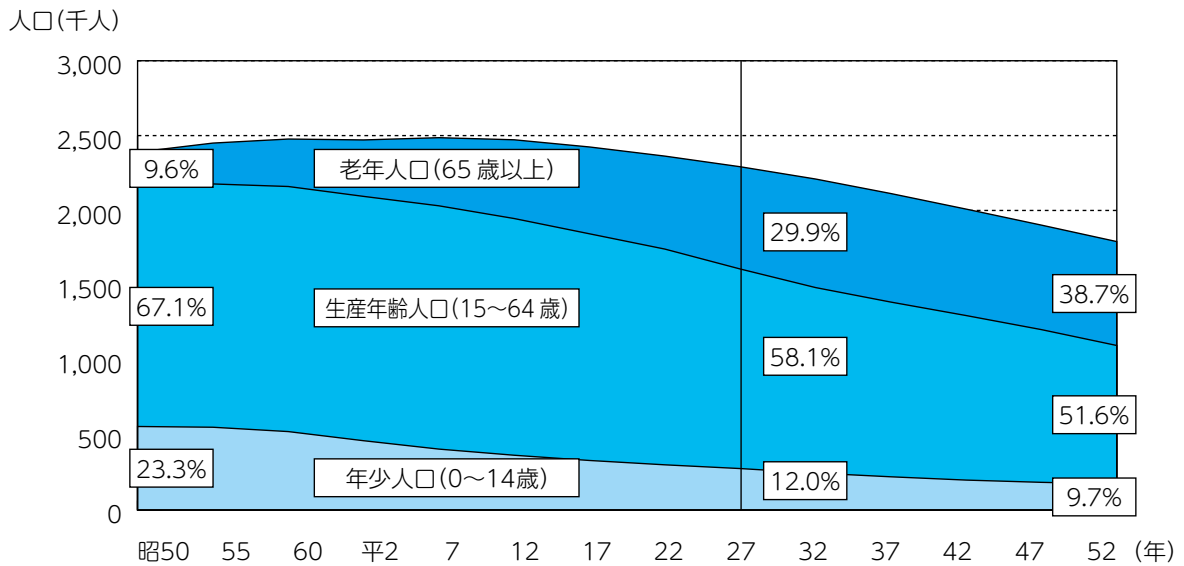
人口(千人)



資料：国勢調査【総務省】、将来推計人口【国立社会保障・人口問題研究所】(平成32年以降)

年齢区分別に見ると、年少人口(0～14歳)は、戦後一貫して減少しており、平成6年に老年人口(65歳以上)と逆転しました。また、生産年齢人口(15～64歳)も減少傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所の平成25年の将来推計人口では、平成52年の将来推計は、総人口の約4割が高齢者、そのうち約6割が75歳以上の後期高齢者となると予測されています。

◇年齢区分別人口推移と将来推計

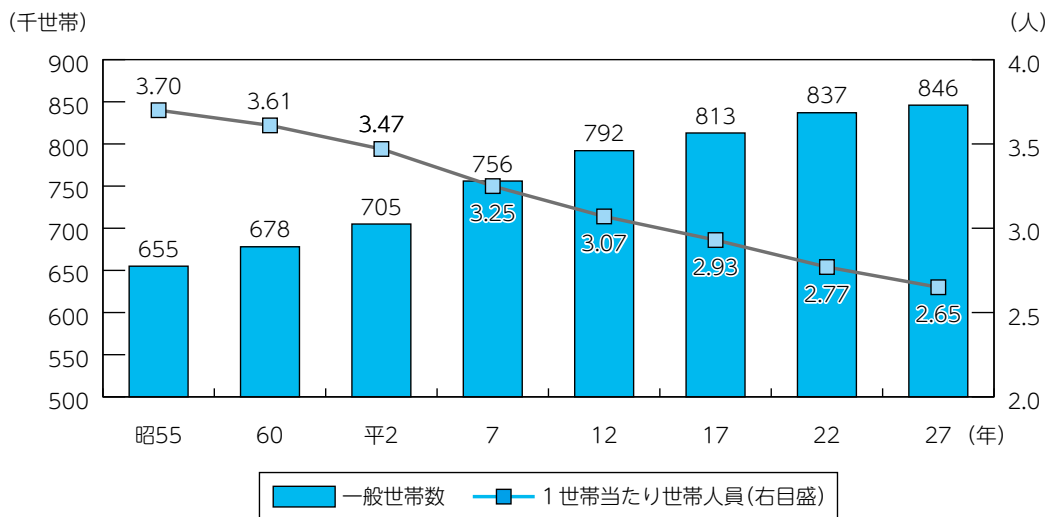


資料：国勢調査【総務省】、将来推計人口【国立社会保障・人口問題研究所】(平成32年以降)

イ 家族形態の変化

本県の一般世帯数は、単独世帯や核家族世帯の増加により、一貫して増加しています。また、一般世帯数が増加している一方、1世帯当たりの人員は減少を続けています。

◇世帯数及び1世帯当たり人員



注：一般世帯とは、

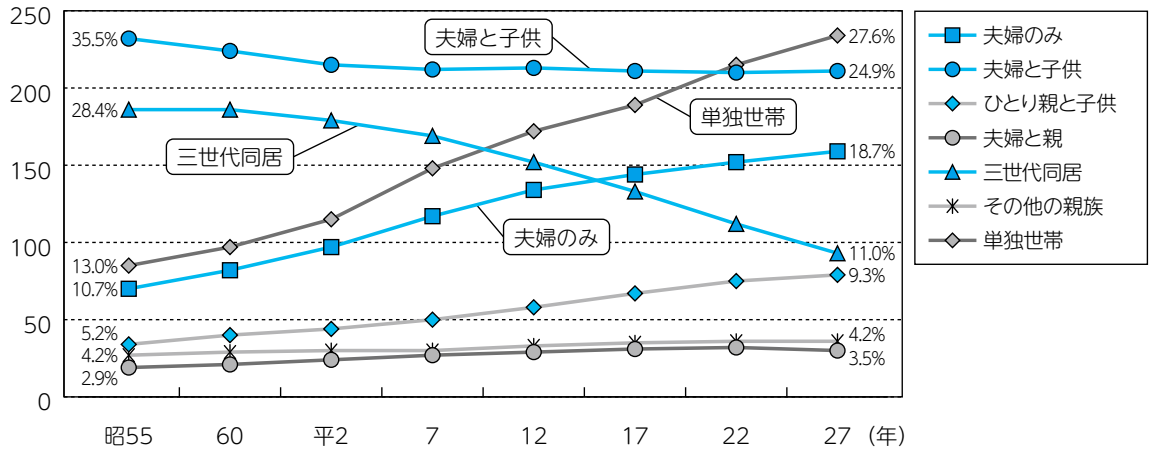
- ・住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含める。
- ・上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者。
- ・会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者。

資料：国勢調査【総務省】

一般世帯を家族類型別に見ると、昭和55年には「夫婦と子ども世帯」「三世代同居世帯」が全世帯の約64%を占めていましたが、以降は「単独世帯」「夫婦のみ世帯」が大きく増加する一方で「三世代同居世帯」は減少し、世帯構成は大きく変化しています。

◇家族類型別一般世帯数（「非親族世帯」を除く。）

(千世帯)

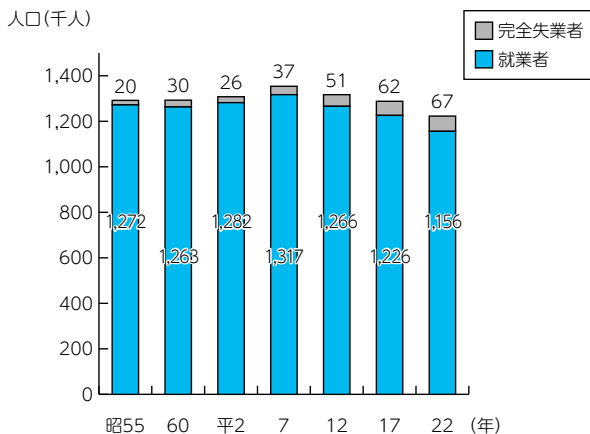


注：「三世代同居」とは、夫婦と子供と親からなる世帯で、他の親族との同居を含む。
資料：国勢調査【総務省】

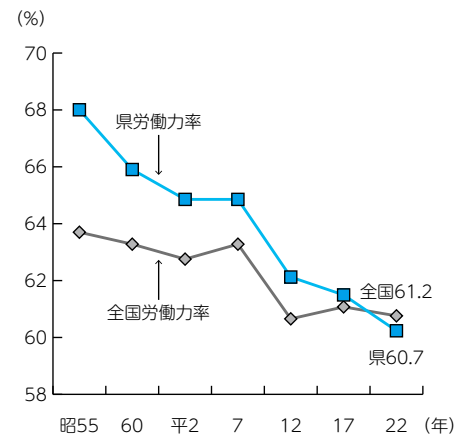
ウ 就業の状況

本県の労働力人口は、平成12年に減少に転じ、平成22年の国勢調査では122万3千人となっています。就業者数は115万6千人、労働力率は60.7%で全国平均より低く、長期的には低下傾向にあります。

◇労働力人口の推移（新潟県）



◇労働力率の推移（新潟県・全国）

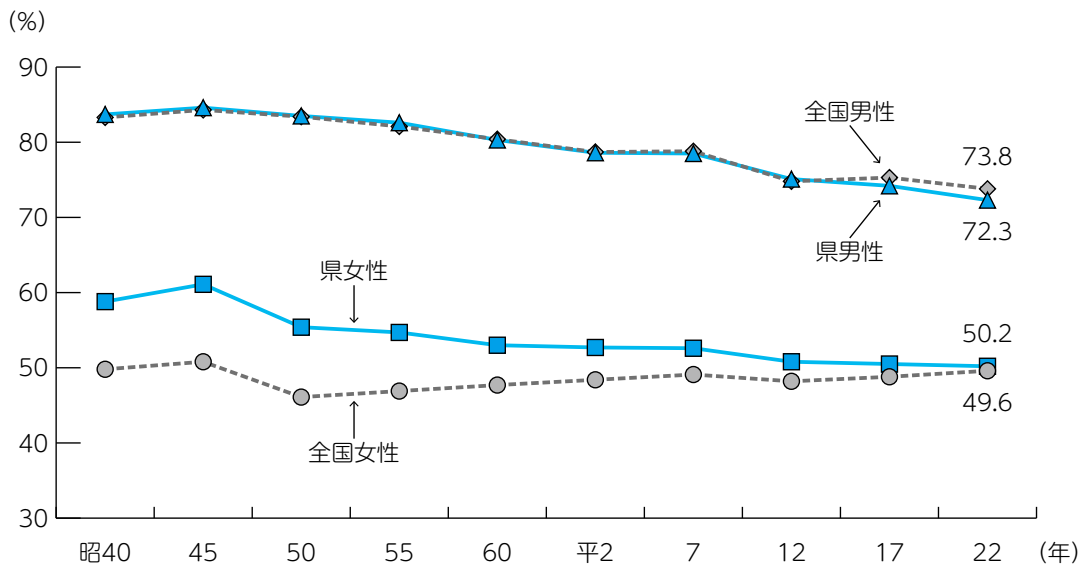


注1：労働力人口とは、15歳以上のうち現に就職している者（就業者）と働く意思がありながら就業機会のない者（完全失業者）を合計したもので、労働力の総供給を意味している。
注2：労働力率とは、15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口の割合。
資料：国勢調査【総務省】

男女別に労働力率の推移をみると、男性はこれまで全国と同水準で推移していましたが、平成17年以降は全国平均よりも低い傾向にあります。また、女性は全国よりも労働力率が高く推移していますが、年々その差は縮まっています。

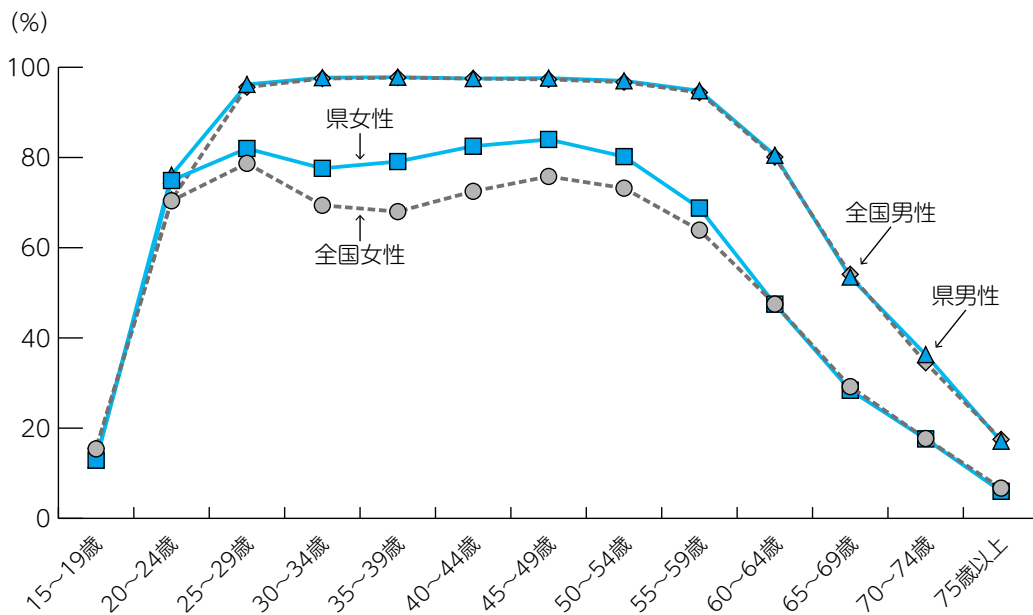
年齢階級別では、男性と違い女性は出産・育児期において労働力率が低下し、その後再び上昇する、いわゆるM字型カーブを描いていますが、本県ではカーブが緩やかとなっています。

◇男女別労働力率の推移（新潟県・全国）



資料：国勢調査【総務省】

◇男女別年齢階級別労働力率（新潟県・全国）



資料：平成22年国勢調査【総務省】

女性の平均勤続年数は、平成27年には11.3年と全国平均より1.9年長く、また、夫婦共働き世帯の割合は、平成24年には53.6%と全国で7番目に高くなっています。

◇平均勤続年数

	新潟県		全国	
	女性	男性	女性	男性
年齢	42.0	43.2	40.7	43.1
勤続年数	11.3	13.9	9.4	13.5

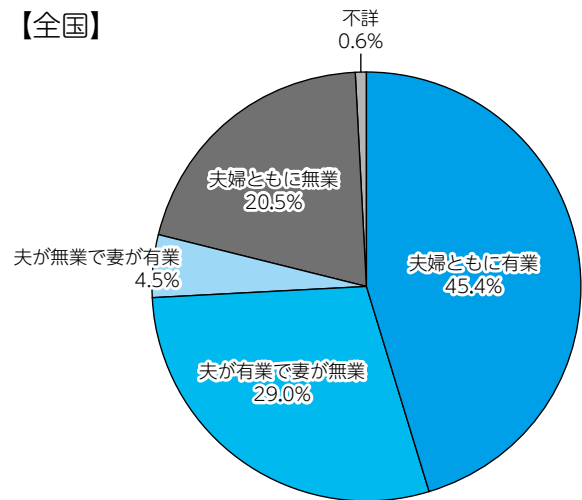
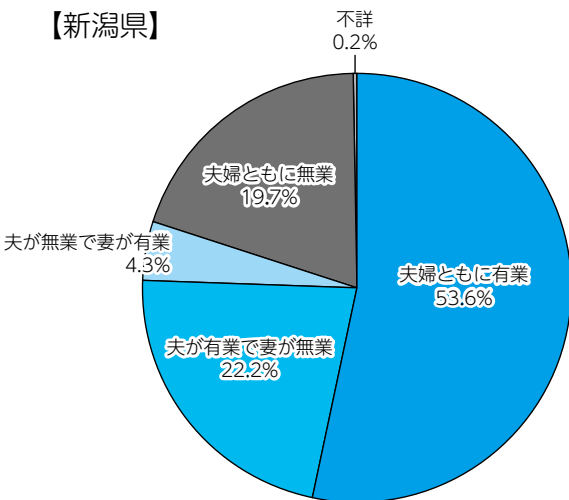
資料：平成27年賃金構造基本統計調査【厚生労働省】

◇夫婦共働き世帯の割合

順位	都道府県	割合
1	福井県	58.8%
2	山形県	57.4%
3	石川県	55.0%
4	島根県	54.7%
5	富山県	53.9%
5	長野県	53.9%
7	新潟県	53.6%
	(全国平均)	45.4%

資料：平成24年就業構造基本調査【総務省】

◇夫と妻の就業状態

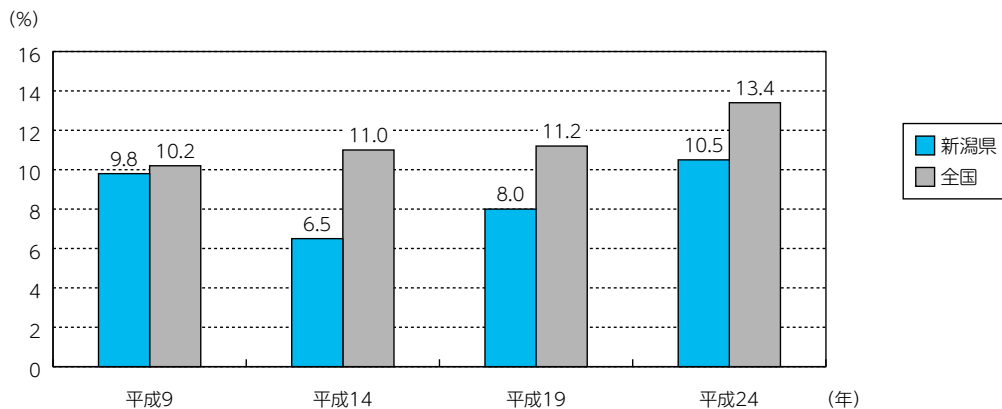


注：高齢者から成る世帯を含む。

資料：平成24年就業構造基本調査【総務省】

管理的職業従事者に占める女性の割合は増加傾向にあるものの、全国平均より低くなっています。

◇管理的職業従事者に占める女性の割合（新潟県・全国）

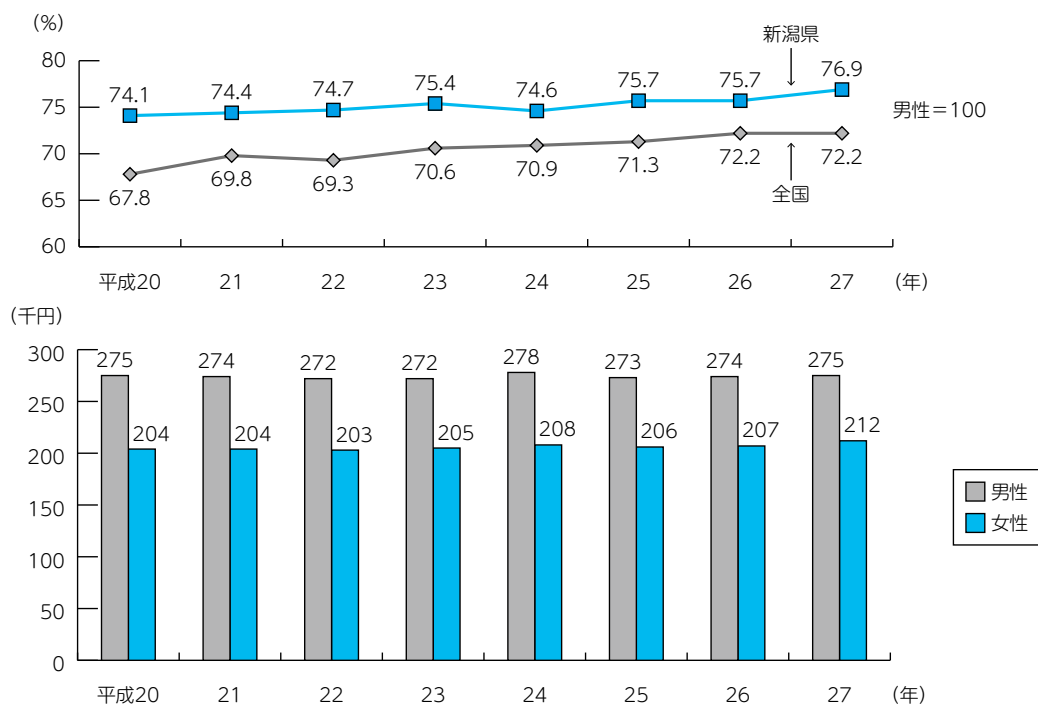


注：「管理的職業従事者」とは、事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制など、経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員、自営業主や家族従事者も含まれる。

資料：就業構造基本調査【総務省】

平成27年における本県の女性労働者の賃金水準は、男性の所定内賃金を100とした場合、76.9となっており、全国平均と比べて4.7ポイント高くなっています。

◇男女別所定内賃金（新潟県）と女性の賃金水準の推移（新潟県・全国）



資料：賃金構造基本統計調査【厚生労働省】
新潟県賃金労働時間等実態調査【新潟県】

7 前計画の達成状況と現状及び課題

(1) 指標からみた前計画の達成状況

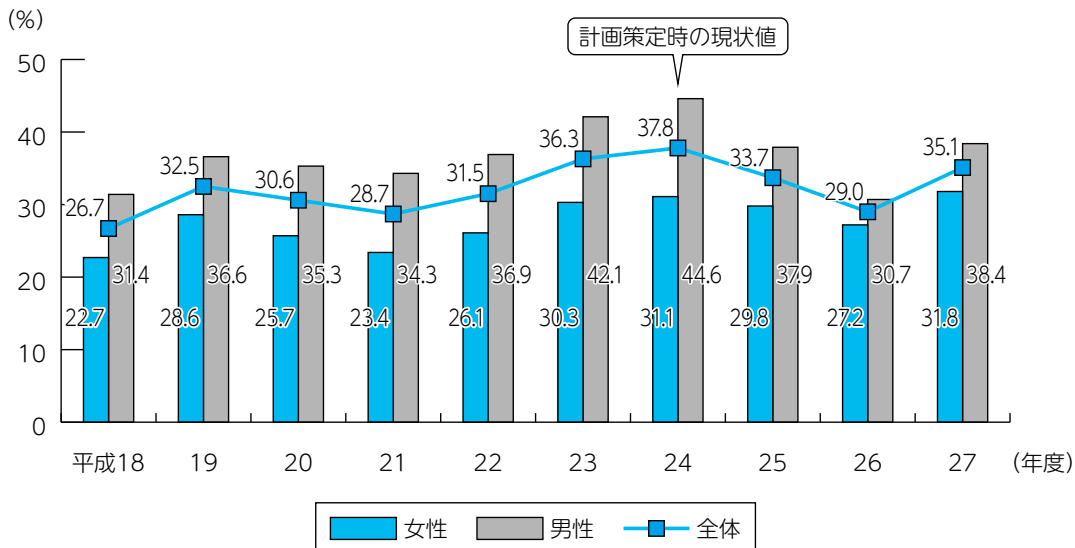
計画の総合指標である「男女が平等な社会であること」の平成27年度意識調査における満足度は、計画策定時（平成24年度）と比較し、「満足層」は2.7ポイントの減少で目標は達成できませんでしたが、「不満層」は0.5ポイント減少しており目標を達成しています。

また、男女別に推移をみると、平成27年度の女性の割合は、「満足層」「不満層」共に平成18年度以降で最も良い数値となっており、男女の差は縮まってきています。

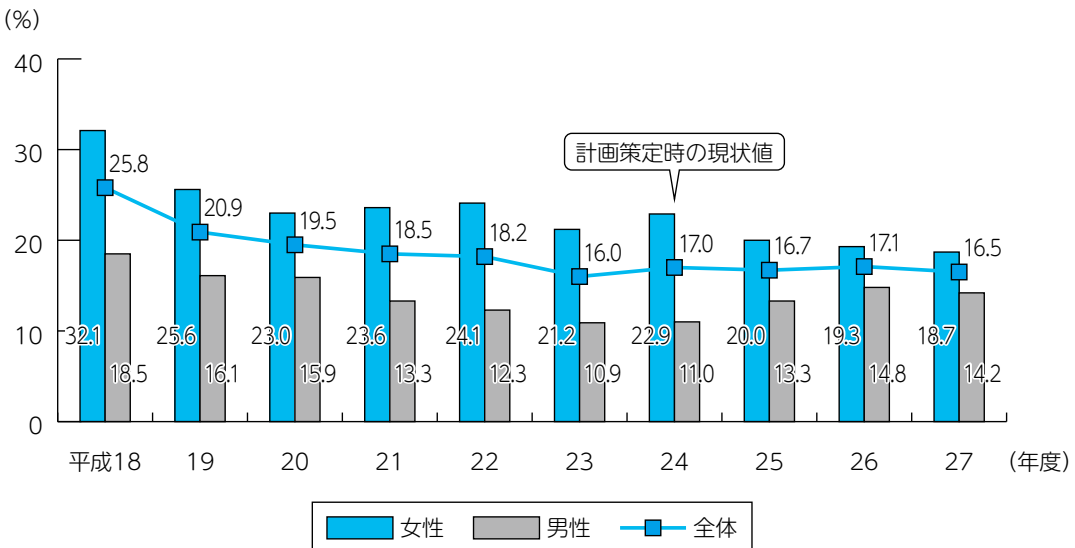
< 総合指標 >

項目	単位	計画策定時		達成状況			最終目標		資料出所等	
		H24	H27	H27	増減	H28				
「男女が平等な会社であること」の満足度	「満足層」の割合	%	H24	37.8	H27	35.1	- 2.7	H28	増加	新潟県「夢おこし」政策プラン推進のための県民意識調査
	「不満層」の割合	%	H24	17.0	H27	16.5	- 0.5	H28	減少	

◇ 「満足層」の割合



◇ 「不満層」の割合



資料：新潟県「夢おこし」政策プラン推進のための県民意識調査【新潟県】

重点目標ごとに設定している指標については、管理・監督的業務に従事する者に占める女性割合の増加や育児休業取得率など13項目で目標を達成していますが、28年度末までの目標数値を掲げている指標などにおいては達成されていないものが多くあることから、今後も継続的な取組が必要となっています。

〈目標指標一覧〉

【基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり】

重点目標		項目	単位	計画策定時		現況値		目標		資料出所等	
1	男女平等意識の浸透	男女共同参画に関する周知度（男女共同参画社会と言う言葉を見たり聞いたりしたことがある人の割合）	%	H24	68.9	H28	65.8	H28	増加	県民アンケート（男女平等社会推進課調べ）	
		「学校教育」における男女の地位の平等で、「平等」とする人の割合と「職場」における男女の平等感で、「平等」とする人の割合との差	ポイント	H24	45.2	H28	39.9	H28	減少		
2	男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し	「社会慣習（しきたり）」における男女の地位の平等で、「平等」とする人の割合	%	H24	17.3	H28	19.2	H28	増加		
3	学校等における男女平等教育の深化	「学校教育」における男女の地位の平等で、「平等」とする人の割合	%	H24	65.1	H28	61.3	H28	増加		
4	男女平等に関する学習機会の確保	県、市町村、大学等が県民に提供している学習講座等の受講者数	千人	H23	1,300	H27	1,300	H28	1,400		生涯学習推進課調べ
5	女性に対するあらゆる暴力の根絶	配偶者暴力に関する相談機関の認知度	%	H23	73.1	H27	58.7	H28	増加		児童家庭課調べ
		過去2年間に配偶者からの暴力を受けたことのある者の割合	%	H23	38.8	H27	33.1	H28	減少		
6	生涯を通じた女性の健康づくり	乳がん検診受診率（マンモグラフィ併用検診）	%	H23	24.5	H25	50.9	H28	50.0	検診結果報告（計画策定時）※ H25～厚労省「国民生活基礎調査」	
		子宮がん検診受診率	%	H23	22.8	H25	46.5	H28	50.0		

【基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり（女性のチャレンジ支援の推進）】

重点目標		項目	単位	計画策定時		現況値		目標		資料出所等
1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	県の審議会等への女性の登用率	%	H24	35.7	H28	38.5*	H28	38.0	男女平等社会推進課調べ
		管理・監督的業務に従事する者に占める女性の割合	%	H24	11.7	H27	14.3	H28	増加	新潟県賃金労働時間等実態調査
2	女性の能力の開発・発揮	女性人材登録者数	人	H24	775	H27	913	H28	1,000	男女平等社会推進課調べ
3	国際的な男女共同参画の取組の理解と国際協力活動への参画	「女子差別撤廃条約」の周知度（内容を知っている又は聞いたことがある人の割合）	%	H23	37.4	H27	27.7	H28	増加	県民意識調査（男女平等社会推進課調べ）

*平成29年1月1日現在の登用率

【基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり】

重点目標		項目	単位	計画策定時		現況値		目標		資料出所等
1	雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保	「職場」における男女の平等で、「平等」とする人の割合	%	H24	19.9	H28	21.4	H28	増加	県民アンケート(男女平等社会推進課調べ)
2	働き方を見直し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を可能にする就業環境の充実	育児休業取得率(男性)	%	H24	2.0	H27	3.2	H27	3%程度	新潟県賃金労働時間等実態調査
		育児休業取得率(女性)	%	H24	95.2	H27	98.4	H27	90.0	
		ハッピー・パートナー企業(男女共同参画推進企業)登録数	社	H24	513	H28	*1 770	H28	750	男女平等社会推進課調べ
3	農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画	家族経営協定締結農家数	戸	H24	1,476	H26	1,542	H28	2,000	経営普及課調べ
4	子育て環境の充実	子育ての環境が整備されていると感じる県民の割合	%	H24	27.0	H27	27.7	-	増加	新潟県「夢おこし」政策プラン推進のための県民意識調査
5	高齢者・障害者の社会参画と介護体制の充実	新潟県高齢者大学修了者数	人	H24	延べ 7,286	H27	延べ 8,216	H28	延べ 8,479	高齢福祉保健課調べ
		高齢者1万人あたりの小規模多機能型居宅介護等の利用人数(新潟県の全国順位)		H23	第7位	H27	第7位	H28	第3位	高齢福祉保健課調べ
6	男性にとっての男女共同参画	「夫も平等に家事・育児等を負担すべきである」という考え方に賛成する男性の割合 *2	%	H24	60.2	H28	85.9	H28	増加	県民アンケート(男女平等社会推進課調べ)
7	地域、防災・災害復興分野等における男女共同参画	自治会長に占める女性の割合	%	H24	2.4	H27	3.3	H28	増加	内閣府男女共同参画局調べ

*1 平成29年1月31日現在の登録数

*2 県民アンケートによる「賛成」及び「どちらかと言えば賛成」の回答割合。ただし、平成24年度と平成28年度では選択肢が異なる。

平成24年度：「賛成」、「どちらかと言えば賛成」、「どちらとも言えない」、「どちらかと言えば反対」、「反対」

平成28年度：「賛成」、「どちらかと言えば賛成」、「どちらかと言えば反対」、「反対」

(2) 県民意識調査の結果概要

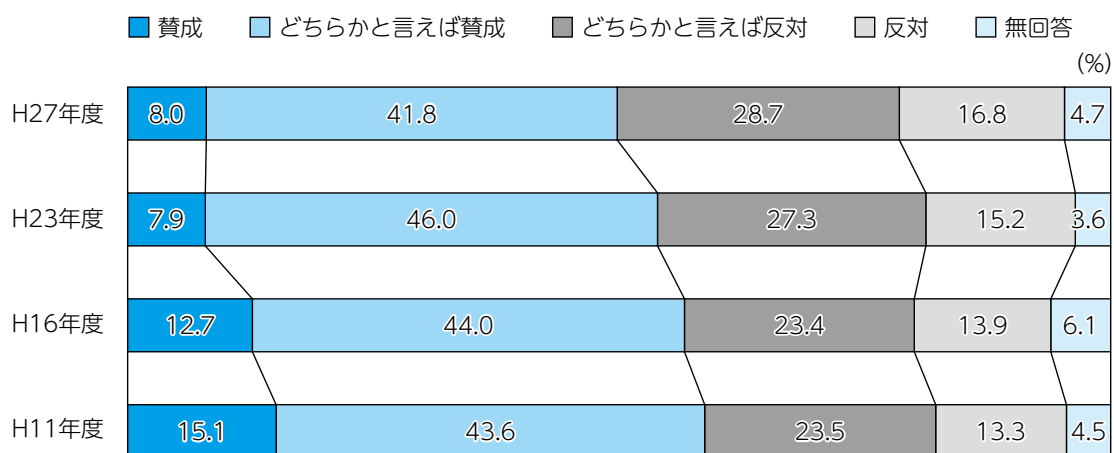
平成27年8月に実施した県民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成する人の割合（「賛成」「どちらかと言えば賛成」の計）は49.8%で、反対する人の割合（「反対」「どちらかと言えば反対」の計：45.5%）を上回る結果となりました。

一方、「男女共同参画社会の実現に必要なこと」については、男女共に、出産・育児・介護と仕事の両立環境の整備に関する項目が重要と考える人が多くなっており、「仕事と家庭生活や地域活動のバランス」についての理想として、男女共に、約5割の人が家庭生活や地域活動と仕事を同じように両立させたいと考えているものの、現実では、約6割の人が仕事を優先しており、特に、男性では約7割が仕事を優先しているという状況があります。

「女性リーダーを増やすうえで障害となるもの」では、育児・介護と仕事の両立に関する項目を選択した人が多くなっています。また、全国と比べて、「女性自身がリーダーになることを希望しないこと」の選択率が高くなっています。

◇夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである

【経年比較】

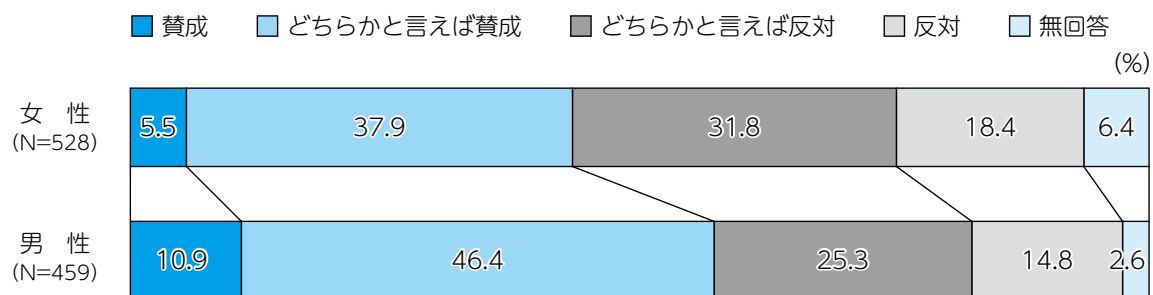


注：H23年度までの設問は「男は仕事、女は家庭を中心とする方がよい」

資料：平成11年度男女共同参画に関する意識調査【新潟県】

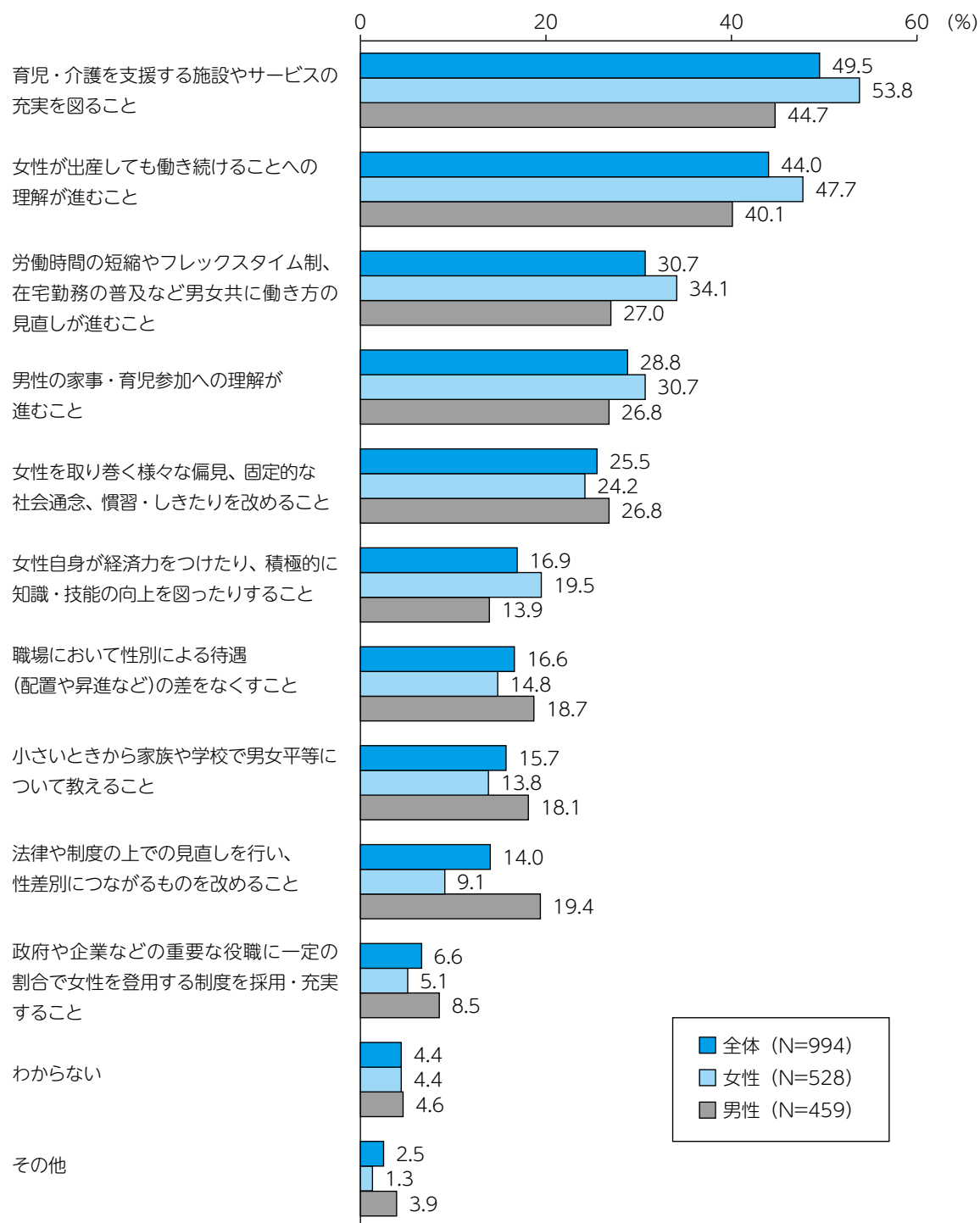
平成16、23、27年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

【男女比較】



資料：平成27年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

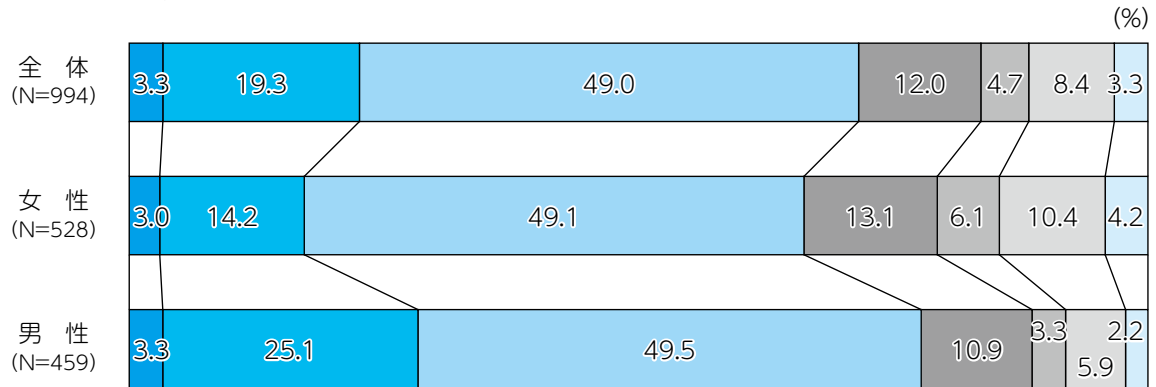
◇男女共同参画社会の実現に必要なこと



◇仕事と家庭生活や地域活動のバランス

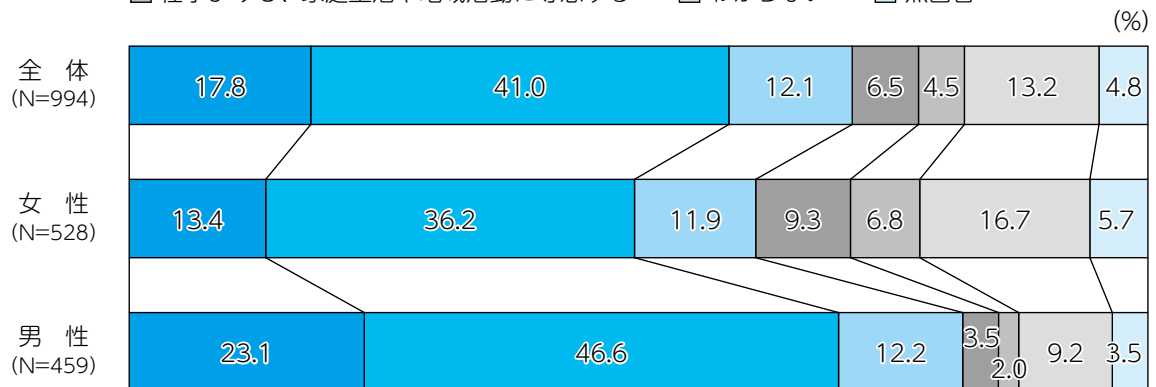
【理想】

- 家庭生活や地域活動よりも、仕事に専念する
- 家庭生活や地域活動にも携わるが、仕事を優先させる
- 家庭生活や地域活動と仕事を同じように両立させる
- 仕事にも携わるが、家庭生活や地域活動を優先させる
- 仕事よりも、家庭生活や地域活動に専念する
- わからない
- 無回答



【現実】

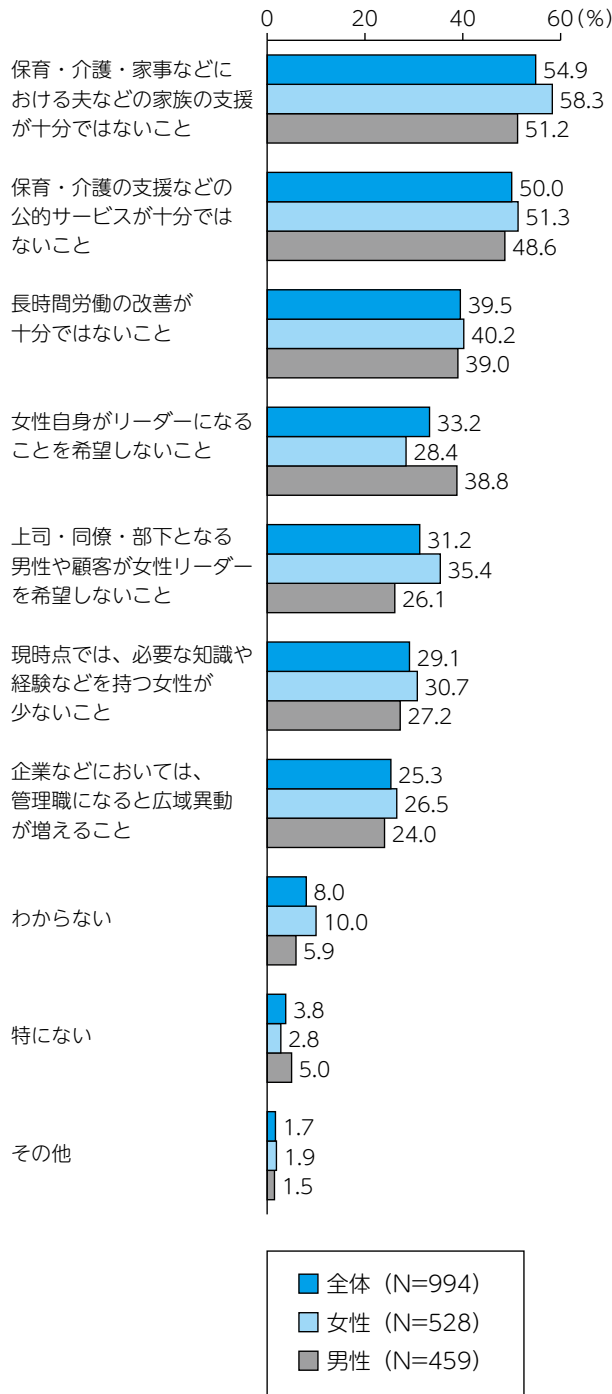
- 家庭生活や地域活動よりも、仕事に専念する
- 家庭生活や地域活動にも携わるが、仕事を優先させる
- 家庭生活や地域活動と仕事を同じように両立させる
- 仕事にも携わるが、家庭生活や地域活動を優先させる
- 仕事よりも、家庭生活や地域活動に専念する
- わからない
- 無回答



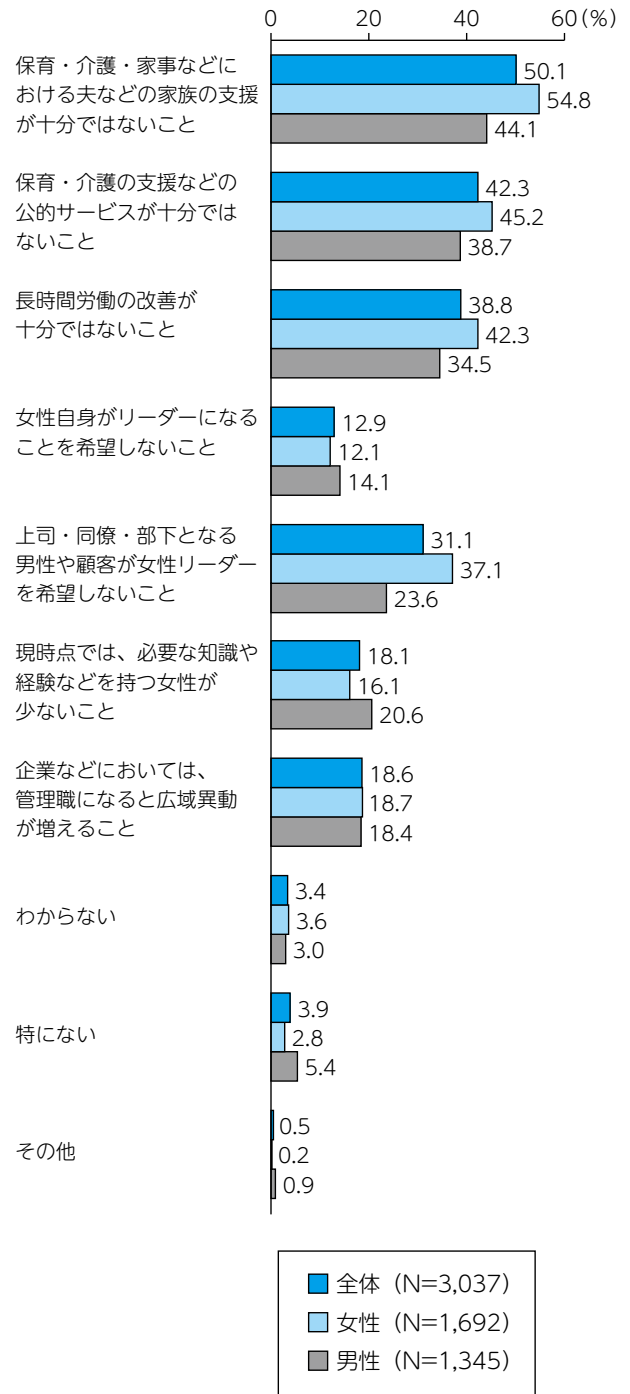
注：性別について無回答者がいるため、男女の計は全体と一致しない。
 資料：平成27年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

◇女性リーダーを増やすうえで障害となるもの

【新潟県】



【全国】



資料：平成27年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】
平成26年女性の活躍推進に関する世論調査【内閣府】

(3) 取り組むべき課題

前計画における指標の達成状況や男女平等社会づくりに向けた県民意識調査の結果から、男女共同参画社会の実現に向けて次のような課題が浮き彫りになりました。

ア 性別による固定的役割分担意識が根強く残っている

男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発等の取組を推進してきた結果、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成する人の割合は徐々に減少する傾向にあります。その動きは緩やかであり、男女共に性別による固定的役割分担意識が根強い状況にあります。

性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく制度や慣行が、男女の、社会における活動の自由な選択を妨げる要因や背景ともなっていることから、その解消に向けて引き続き取り組む必要があります。

イ 長時間労働等を前提とした男性中心型労働慣行の見直しが必要である

男女共に、約5割の人が「家庭生活や地域活動と仕事を同じように両立させたい」と考えていますが、現実では約6割の人が仕事を優先しており、特に、男性においては約7割が仕事を優先しています。男性の育児休業の取得率は目標の3%に到達したものの、依然として女性の取得率とは大きな開きがあり、男性の家事・育児等への参画が進んでいるとは言えない状況です。

また、男女共同参画社会の実現や女性リーダー増加のために必要なこととして、働き方の見直しが進むことや長時間労働の改善、女性が出産後も働き続けることや男性の家事・育児等の参加への理解促進を選択した人の割合が高いことから、男女が共にその個性と能力を発揮して活躍するためには、長時間労働等を前提とした男性中心型労働慣行の見直しが必要です。

ウ 女性の能力向上への支援や女性へのキャリア形成支援が必要である

「女性リーダーを増やすうえで障害となるもの」について、本県では「女性自身がリーダーになることを希望しないこと」を選択した人の割合は全国に比べて20.3ポイントも高くなっており、男女間の開きも大きくなっています。それらの背景を特定することはできませんが、女性リーダーを増やすためには、女性自身の意識を高める働きかけを行うとともに、周囲の理解を促進していくことが必要です。

また、「現時点では、必要な知識や経験などを持つ女性が少ないこと」を選択した人の割合も、全国に比べて11ポイントも高く、女性はその個性と能力を発揮して活躍するには、女性の能力向上への支援や女性へのキャリア形成支援が必要です。

女性が活躍する社会は、男性も女性も共に暮らしやすい社会であり、女性が活躍できる環境を整えることは、男女共同参画社会の実現につながります。

8 計画の体系

基本目標	重点目標	施策の基本的方向
I 男女平等を推進する社会づくり	1 男女平等意識の浸透	(1) 男女平等社会の形成についての理解を深めるための広報・啓発活動を推進します
		(2) 各種団体等と連携し、広報・啓発活動を推進します
		(3) メディアを活用し、県民に対する啓発活動を推進します
		(4) メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力を育成します
	2 男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し	(1) 社会制度、慣行等を男女平等の視点で点検し、実態把握と啓発に努めます
		(2) 男女共同参画に関する調査や情報収集を行い、課題を整理し、提供します
	3 学校等における男女平等教育の深化	(1) 学校等における男女平等を推進する教育・学習を充実します
(2) 教職員等の研修を充実します		
4 男女平等に関する学習機会の確保	(1) 男女平等意識を高めるための学習機会を提供します	
	(2) 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、個性と能力を十分に発揮した生き方を選択できるように、学習機会の充実や学習情報の提供に努めます	
	(3) 学習活動を支援する指導者等の人材の養成に努めます	
	(4) 男女平等意識を育む家庭教育を推進します	
5 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1) ドメスティック・バイオレンスや性暴力など女性に対する暴力の根絶に向けた意識啓発と防止のための環境づくりを推進します	
	(2) ドメスティック・バイオレンスや性暴力など女性に対する暴力の実態を把握し、被害女性の相談や保護・支援を行います	
	(3) セクシュアルハラスメントの防止に向けた取組を推進します	
6 生涯を通じた女性の健康づくり	(1) 生涯を通じた女性の健康の維持・増進対策を充実します	
	(2) 妊娠・出産等に関する健康の維持・増進を支援するとともに、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての知識の普及に努めます	
7 国際的な男女共同参画の取組の理解	(1) 男女共同参画に関する国際的な動向や国際社会の取組への理解を促進します	
II 女性が活躍できる社会づくり	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1) 県の審議会等への女性登用を推進します
		(2) 女性県職員・教職員の育成・登用を推進します
		(3) 市町村の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します
		(4) 企業、団体、地域等あらゆる場における方針決定過程への女性の参画を促進します
2 女性の能力の開発・発揮	(1) あらゆる分野に参画できる女性人材を育成します	
	(2) 女性の起業など様々なチャレンジを支援します	
	(3) 女性の人材に関する情報を収集、整備し、提供します	
	(4) 女性団体等への活動支援を充実します	
3 雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保	(1) 雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保など、職業生活において女性が能力を発揮できる環境の整備を促進します	
	(2) 女性の職業能力の開発を支援するとともに、能力発揮のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を促進します	
4 農林水産業、商工業等自営業における男女共同参画	(1) 農林水産業・商工業等自営業における女性の経営参画・社会参画を推進します	
	(2) 農林水産業における女性の経営参画に向けた資質向上や環境整備を推進するとともに、関係者への情報提供に努めます	
	(3) 商工業等の家族経営に関わる女性の労働・生活環境の整備を促進するとともに、能力が十分発揮できるよう情報提供に努めます	

基本目標	重点目標	施策の基本的方向
Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり	1 男性中心型労働慣行等を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする就業環境の充実	(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた社会的機運醸成のための意識啓発を推進します
		(2) 仕事と子育てや介護との両立のための制度の普及・定着を促進します
		(3) 多様な形態の働き方を可能とする就業環境の整備を促進します
		(4) 職場におけるあらゆるハラスメントの防止に向けた取組を推進します
	2 男性にとっての男女共同参画	(1) 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進します
		(2) 男性の家事・育児・介護等への参画を促進します
		(3) 男性が抱える困難への対応を充実します
	3 子育て環境の充実	(1) 多様なニーズに対応した保育サービスや放課後児童対策の充実を促進します
		(2) 地域における子育て支援を充実します
		(3) 子どもの人権を擁護し、子どもにとって安全で安心な環境の整備を推進します
	4 高齢者、障害者の社会参画と介護体制の充実	(1) 高齢者、障害者の社会参画を支援します
		(2) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の整備を促進します
	5 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備	(1) 生活困窮者の自立の促進を支援します
		(2) ひとり親家庭への支援を充実します
	6 地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画	(1) 地域における男女共同参画を促進します
		(2) 防災・災害復興分野における男女共同参画を促進します
		(3) 環境保全の取組への男女共同参画を促進します

計画の推進	1	総合的な推進体制及び機能の充実
	2	計画の進行管理と調査・情報収集
	3	市町村や国の関係機関との連携
	4	県民、事業者、NPO、NGO等各種団体との連携・協働

〔参考〕 関連する主な県の計画

- ・新潟県人権教育・啓発推進基本指針（Ⅰ－1、4）
- ・新潟県生涯学習推進プラン（Ⅰ－4）
- ・新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画（Ⅰ－5）
- ・新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画（Ⅰ－5、Ⅲ－3）
- ・新潟県がん対策推進計画（Ⅰ－6）
- ・地域保健医療計画（Ⅰ－6）
- ・女性職員の活躍推進のための新潟県特定事業主行動計画（Ⅱ－1）
- ・仕事と子育ての両立支援のための新潟県特定事業主行動計画（Ⅲ－1）
- ・新潟県子ども・子育てプラン（Ⅲ－3）
- ・新潟県子ども・子育て支援事業支援計画（Ⅲ－3）
- ・新潟県高齢者地域ケア推進プラン（Ⅲ－4）
- ・新潟県障害者計画（Ⅲ－4）
- ・新潟県子どもの貧困対策推進計画（Ⅲ－5）
- ・新潟県地域防災計画（Ⅲ－6）

*（ ）内の数字は該当する基本目標と重点目標を示す。